

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和4年度第1回総会)

1. 開催日時： 令和4年4月28日(木) 午後1時30分 ~ 午後1時55分
その他を含めると午後2時15分終了

2. 開催場所： 大野見振興局 2階大会議室

3. 出欠委員：

農業委員

役職・番号	名前	出席	欠席
会長	西岡 英男	○	
会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
2番	岩本 隼夫	○	
3番	下元 和恵	○	
4番	政岡 富生	○	
5番	政岡 直文	○	
6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員 1番	有澤 明男		○
2番	岩崎 憲二	○	
3番	黒原 美一	○	
4番	下元 勲	○	
5番	田上 敦之	○	
6番	野村 正幸	○	
7番	正岡 裕二	○	
8番	山本 孝志	○	
	合計	14人	1人

4. 議事日程： 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（3件）

第2号議案 非農地証明願について（2件）

その他1 地区委員からの報告及び提案等

その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 正明
事務局(書記) 小松 舞

6. 議事参与の制限：

該当あり 第1号議案2 政岡 富生委員
第1号議案3 政岡 富生委員

議長 それでは令和4年度の第1回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思えます。

議長 出席委員は15名中14名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということですので指名をさせて頂きます。4番、政岡富生委員さん。5番、政岡直文委員さん。よろしくお願ひします。

議長 第1号議案の1「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認は私が行いましたので説明致します。

西岡 英男会長 はい、現地はきちんと管理されており、特に問題はないと思えます。

議長 これより質疑に入りたいと思えます。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

【小休中】

議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
【発言無し】

議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思えます。

議長 採決を致します。第1号議案1、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということなので、第1号議案の1は許可されました。

議長 続きまして第1号議案の2と3「農地法第3条の規定による許可申請」についてですが、中土佐町農業委員会規定第11条により、政岡富生委員は議事に参与する事ができませんので、この案件の間、退席して別室にて待機してください。
第1号議案の2と3は関連がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。

【政岡 富生委員退席】

事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の有澤 明男委員さんがお休みの為、事務局から説明をお願い致します。

事務局 はい、現地はきちんと管理されております。後継者の関係で、申請の話が出たようです。譲受人は現在、きちんと農業をされている方で特に問題ないと思います。

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

【小休中】

議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
【発言無し】

議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第1号議案の2と3、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということなので、第1号議案の2と3は許可されまし
それでは、政岡 富生委員を呼んできてください。
【政岡 富生委員着席】

議長 政岡 富生委員に申し上げます。全員一致で承認されました。

議長 続きます。第2号議案の1 「非農地証明願」についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の黒原 美一委員さん、何かありましたらお願い致します。

黒原 美一委員 現地は随分前から山林になっており、農地に戻すことができない状況なので地目の適正化が妥当だと思います。

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

【小休中】

議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
【発言無し】

議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

【発言無し】

議長 採決を致します。第2号議案の1 「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。

- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第2号議案の1は許可されました。
- 議長 続きまして第2号議案の2 「非農地証明願」についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の有澤 明男委員さんがお休みの為、事務局から説明をお願い致します。
- 事務局 現地は随分前から山林になっており、農地に戻すことができない状況なので地目の適正化が妥当だと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第2号議案の2「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第2号議案の2は許可されました。
- 議長 以上をもちまして、令和4年度第1回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員

署名欄

その他 1	地区委員からの報告及び提案等
	特になし
その他 2	事務局からの諸連絡等
	農業委員会手帳について
	活動目標について
	来月の総会日程の確認

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第1回 総会	第 1-1 号	令和4年4月18日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は313日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は1,594㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 <ul style="list-style-type: none">・農地の面的利用の分断・他の農業者の水利の阻害・地域の営農体系の阻害・共同防除等の支障・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	西岡 英男会長
作成：	事務局 小松 舞

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第1回 総会	第 1-2 号	令和4年4月20日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は315日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は4,868㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	有澤 明男委員
作成：	事務局 小松 舞

農地法第3条許可申請 調査書

1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第1回 総会	第 1-3 号	令和4年4月20日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は315日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は4,169㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	有澤 明男委員
作成：	事務局 小松 舞

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第1回 総会	第 2-1 号	令和4年4月20日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の ウ に該当する	現地は、昔より山林として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第32条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	黒原 美一委員
作成：	事務局 小松 舞

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第1回 総会	第 2-2 号	令和4年4月20日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の ウ に該当する	現地は、昔より山林として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第32条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	有澤 明男委員
作成：	事務局 小松 舞